

第3号議案

2019年度(令和元年度) 事業計画(案)

1. 2019年度事業の基本方針(案)

移動サービスネットワークみやぎの活動目的を本年度も、[移動サービスの提供、または、サービスの提供を計画している非営利団体が、相互に協力して移動サービスの向上と普及を図り、情報交換とネットワーク活動により「だれでも、いつでも、どこへでも」移動できる社会の実現に寄与すること]として定め、今後も引き続き移動困難者の立場にたって、移動サービスを推進することとします。

訪問型サービスD]について、昨年度実施したフォーラムのアンケート結果を踏まえ、全国的にも事例を多く知っている全国移動サービスネットの協力のもと、事例に特化したフォーラムを開催し、訪問型サービスDの活動を広めていきます。

昨年度の反省から次の点を具体化するための活動を実施します。

- ① 移動困難者の移動を支える、福祉有償運送の既存の移動サービス団体が生き活きと活動できる環境を整備する。
- ② 福祉有償運送を継続・拡大を目的として、団体同士の交流と地域の連携を強めるための場をつくり、さらなる連携強化を図る。

高齢者の重大事故の増加を受け、認知症対策を強化した道路交通法の改正がなされました。免許返納者が増大するなかで、依然として高齢者による交通事故がなかなかありません。免許返納はしたいものの、生活に必要として返納できないでいる人も多くいます。公共交通機関が充足していない、もしくは撤退している地域では自動車がなければ生活できません。そのためには、全国移動ネットとの連携活動として、国土交通省が設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の「中間とりまとめ」後も国土交通省や厚生労働省にたいする制度改善にむけた提言の具体化に取り組んでいきます。

東日本大震災後8年をむかえました。移動困難者の日常的な支援環境をつくるためにも、地元の事業者と現況をうけとめ、ひきつづき活動につなげていきます。

以上のことを中心として取り組みながら、情報の共有と発信では、ホームページのリニューアル化、認定講習事業として、福祉有償運送運転者講習、特に本年度は県内4カ所～5カ所のところで開催出来るよう調整する。また、インストラクターの養成、新しく移動サービス活動に取り組む事業所に対する相談事業と会員の組織化に取り組みます。

2、具体的な事業計画

(1) 支援センター運営

項目	内容
1) 情報収集及び発信	○ホームページリニアル、メールの発信
2) 認定講習の実施	年6回（開催最低受講者数条件 8名） 5月、7月、9月、11月、1月、2月 仙台地区・石巻地区・仙北地区・三陸沿岸地区・仙南地区で開催
3) 相談、協力、支援	○ウェルフェア 2018 の 参加取り組み 日 時 令和元年9月29日（日）10:00～15:00 場 所 勾当台公園市民広場 いこいのゾーン ○相談・支援活動 ○会員拡大活動
4) 政策提言	○宮城県、各市町村との意見交換会 （訪問型サービスD等） ○全国ネットと連動 ○生活支援サービス(訪問型サービスD)について研修会 11月～12月 会場は選定中（仙台市内）
5) 各種研修会	○有償運送運転者講習インストラクター養成講座 （仙南・仙台市・仙北・仙南・三陸沿岸地区） ○運転者フォローアップ研修 ○ディサービス等送迎運転者講習 ○各団体への研修
6) 震災復興支援活動	○被災団体への支援
7) 調査活動	○移動サービス実態調査

(2) 組織関連活動

1) 総会開催	・通常総会（7月上旬）宮城県 NPO プラザ予定
2) 理事会開催	・年2回 9月 3月 その他必要の都度